



かみかわ生活あんしんセンター

☎ 0166-38-8800



受託業者 有限会社ウィルワーク

発行：自立相談支援事業所
かみかわ生活あんしんセンター
住所：旭川市豊岡1条2丁目1-16
電話：0166-38-8800
FAX：0166-33-0021
メール：anshin@kamikawa19.hokkaido.jp
上川総合振興局委託事業
受託業者：有限会社ウィルワーク

「コンフィアンス」 第74号 をお届けします。

今月は4月号です。内容は、新年度のご挨拶、事例1件と3月度の取扱件数です。

新年度ご挨拶

弊社では、平成16年2月の設立から釧路市をはじめ多くの福祉事務所様と協働し、生活保護受給者の就労支援（寮付き仕事）の提供を行ってまいりました。

平成26年12月の十勝管内での生活困窮者自立相談支援事業（モデル）からはじまり、平成31年度より上川管内で生活困窮者自立相談支援事業を受託、令和3年度から留萌管内（市を含む）を受託、また、生活困窮者自立支援制度における福祉事務所未設置自治体による相談支援事業を音更町様より受託をさせていただいております。

令和8年2月28日現在（北海道総合政策部地域行政局市町村課：住基ネットにおける人口【参考値】）十勝管内18町村157,566人、上川管内19町村80,539人、留萌管内8市町村37,685人、合計275,790人の方々の相談窓口としての責任を重く受け止め、多くの方に寄り添い問題解決に向けて全力で業務にあたっております。

また、昨年度は人権方針を策定し、経済産業省や法務省（Myじんけん宣言）の取組を行ってまいりましたが、国際労働機関（ILO）からの取材を受け、令和8年3月には同機関のHPに弊社の取組が紹介されるなど節目の年になりました。

依然、物価高騰等による大変厳しい経済情勢の中、課題を抱えられた相談が高止まりの状態です。毎月、相談会場の提供をいただいております町村役場、社会福祉協議会、関係機関の皆様には深く感謝申し上げます。

今年度も皆様のお力をお借りし、相談業務を進めて行く所存でございますので、今まで同様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

受託事業者

有限会社ウィルワーク

代表取締役 澤田 一彦

日頃より、当センターの業務運営にご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

皆様のご協力のもと、当センターも8年目を迎えることができました。ひとえに皆様のご尽力あってこそと考えております。重ね重ね御礼申し上げます。

さて、昨年は生活困窮者自立支援法の改正法が施行されました。居住支援事業がスタートし、賃貸住宅の入居から定住まで支援することが求められています。それに加え、成年後見制度が見直されます。詳細は割愛しますが、成年後見を補助に一本化。また、日常生活自立支援事業の拡充ということで、身寄りのない高齢者に対する支援が盛り込まれています。居住支援事業と住宅SN制度、成年後見制度、各部署との連携が求められますが、皆様とともに支援を拡げられればと考えております。

これまで以上に、住民の皆様の良き相談窓口となれますよう努力してまいりますので、忌憚のないご意見、疑問点などございましたらお気軽にご連絡ください。

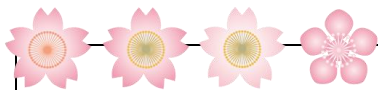
かみかわ生活あんしんセンター長 金子 真人

〈GW期間中のセンター営業時間について〉

- ・例年通り期間中は転送対応とさせていただきます。メールは随時確認できます。
- ・夜間で緊急の場合はメールで一報を入れていただければ、ご連絡がしやすいです。

- 2026年4月30日5月1日（通常通り）
- 2026年5月2日～6日（転送対応）
- 2026年5月7日～（通常通り）





＊ 相 談 事 例

相談経路～ チラシを見て連絡

主 訴 ～ 今後の生活が不安、亡父の土地等の名義変更

関係機関～ 役場、病院

不動産名義変更の義務化に伴い、不動産名義が亡父のままになっているため名義変更をしなくては、と考えている。母も高齢のため母が存命の内に名義変更をしたいが、姉たちと疎遠で手続きが進んでいない。

そうこうしている内に母が入院してしまい、そのまま亡くなった。入院時に病院から姉たちに連絡をしてもらったが、連絡は必要ないと言われたので亡くなったことは伝えていない。

弁護士と司法書士に無料相談を受けるが、家族間で揉めるようであれば弁護士案件。登記手続きだけで済めば司法書士案件と言われてしまう。

本人は、自分だけが登記手続きをすることに対して、費用や労力を使うことに不満を持っているため手続きがすまない。

自身が姉たちに連絡をとることすらしたくないため、代理人をいれて話し合いを行うことを提案するが費用負担を懸念して納得されていない。

現在も相談は継続しています。

☆生活や仕事のことでお困りのときは、お気軽にご相談ください。

一緒に問題解決の糸口をさがしましょう！

※個人情報保護の観点から情報を一部加工しています。

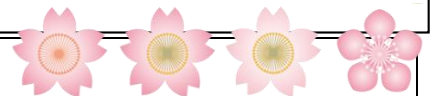
5月の 生活・仕事 相談会

12日	(火)	下川町 美深町
14日	(木)	東神楽町 東川町
19日	(火)	和寒町 剣淵町 幌加内町
20日	(水)	上富良野町 中富良野町 美瑛町
21日	(木)	鷹栖町 比布町 当麻町
26日	(火)	中川町 音威子府村
27日	(水)	占冠村 南富良野町
28日	(木)	上川町 愛別町



不動産名義変更の義務化により罰則が設けられています。そのせいか、家族関係が疎遠で相続手続きが進まないことで、心配になり相談に来られる方もいます。家族間での話し合いが上手くまとまらない場合は、「相続人申告登記」を勧められます。遺産分割がまとまらない場合に行う方法で、この手続きを行うことで名義変更の手続きをしたことと同等の扱いになります。

ただし、実際には登記はされていないので売却等ができるわけではありません。あくまでも相続人であることを法務局へ申し出ているだけです。正式な相続登記をすることが必要ですので、ご注意ください。



❖ 令和7年度 3月分「新規相談」取扱件数

相談経緯		性別		市町村		年齢		相談内容		センターへの情報源	
計	16	計	16	計	16	計	16	計(複数回答)	20	計	16
本人	8	女性	10	鷹栖町	1	10代	0	病気・障害・健康	2	役場	6
役場	5	男性	6	東神楽町	3	20代	0	住まいについて	0	社協	2
社協	2	不明	0	当麻町	1	30代	6	収入・生活費	3	センターチラシ	3
その他	1			比布町	1	40代	1	求職・仕事関係	5	家族・親戚	0
				上川町	2	50代	2	家賃・ローン	1	ホームページ	2
				東川町	2	60代	2	税・公共料金等の支払い	1	市	0
				美瑛町	1	70代以上	3	債務	0	その他	3
				上富良野町	1	不明	2	介護	0		
				占冠村	1			家族関係	1		
				和寒町	1			地域との関係	0		
				下川町	1			DV・虐待	1		
				美深町	1			食べるものがない	1		
								その他	5		

